

住民票(除票)の請求書(個人の郵送請求用)

四日市市長

令和 年 月 日

次のとおり、必要書類と手数料(定額小為替)、返信用封筒(切手貼付)等を添えて請求します。

請求者の住所	〒 (住民登録地)	
氏名	(本人確認書類を添付した人の署名)	(昼間連絡がつく電話番号を必ず記入してください。) — —

請求者の住所と氏名が記載された本人確認書類の写しを添付してください。

(官公庁発行顔写真付は1点、それ以外は2点)

添付された本人確認書類の写しに明記された住所(原則、住民登録地)が、住民票の返送場所となります。

請求者と必要人の関係	本人または本人と同じ世帯の人	四日市市に住民登録がある人は、土日祝でも「市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)」の窓口で住民票(除票)の請求ができます。
	別世帯の親族 (該当に○をしてください。)	
	配偶者 ・ 父母 ・ 祖父母 ・ 長男 ・ 二男 ・ 長女 ・ 二女 ・ 他()	※別世帯の親族が代理人として請求する場合は、本人が署名・押印した 委任状 が必要です。
	代理人	弁護士等が代理人となり返送場所が事務所になる場合は、本人確認書類のほかに、返送場所が明らかにできる資料(資格者証など)が必要です。 ※代理人が本人の依頼を受けて請求する場合は、本人が署名・押印した委任状が必要です。
	相続人(該当に○をしてください。)	
	配偶者 ・ 父母 ・ 祖父母 ・ 長男 ・ 二男 ・ 長女 ・ 二女 ・ 他()	※相続人であることを明らかにする戸籍謄本(抄本)等、資料が必要な場合があります。
	第三者(該当に○をしてください。)	
	債権者 ・ 債務者 ・ 裁判の相手方 ・ 他(具体的に…)	※住民票を利用する正当な請求理由を明らかにできる契約書の写し等、資料が必要です。 ※請求者が法人様の場合、請求者欄に代表者印又は社印を押印してください。その場合、担当された方の住所氏名も記載してください。担当された方の社員証の写しと免許証等の写しが必要です。

使いみち 具体的な請求理由を記入してください。	
----------------------------	--

「本人または本人と同じ世帯の人」以外の請求は、正当な理由が必要です。

(例) 「債権保全のため」 × 「債権保全のための住所確認」 ○

どなたの証明が必要ですか？

住所 (住民登録地)	三重県四日市市	
ふりがな		
氏名	生 年 月 日 明治 ・ 大正 昭和 ・ 平成 年 月 日 令和 ・ 西暦	
世帯全員の住民票の写し	通	※住民票の特記事項は、原則として省略しています。 ※次の記載が必要な場合は、番号に○をしてください。 1. 世帯主名 2. 続柄 3. 本籍 4. 筆頭者 5. 国籍・地域 6. 在留関連 3・4は日本国籍の方のみ 5・6は日本国籍以外の方のみ
世帯一部の住民票の写し	通	
除票の写し	通	

問い合わせ先 四日市市役所 市民課 059-354-8553

住民票(除票)の郵便での取り寄せ方法

住民票(除票)のある市区町村から郵便で取り寄せることができます。
 ※ただし、送付先は原則、請求者の現在の住民登録地です。

【手順】

次のページに請求書の様式があります。

- 〔1〕「住民票(除票)の請求書(郵送用)」に必要事項をすべて記入します。(①)
- 〔2〕手続きに必要なものや手数料について下記の内容を確認してください。ご不明の点がありましたら、住民票(除票)のある市区町村の担当課(市民課・町民課など)にご連絡ください。(②-1)

★郵便での証明書請求時には、本人確認書類の写しが必要です。(②-1)

《本人確認書類について》
 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真つき)
 在留カード、特別永住者証明書、運転履歴証明証、国民健康保険証、
 介護保険証、後期高齢者医療保険証など
 ※いずれも送付先の住所(住民登録地)と氏名が記載されているもの。
 パスポート、通知カードは本人確認書類にはなりません。

返信は本人確認書類に記載された住所(住民登録地)へ送付します。
 本人確認書類をお持ちでない場合は、住所のある市区町村の担当課へ事前に電話をして、確認してください。

★四日市市の手数料は以下のとおりです。(②-2)

現金や切手ではなく、ゆうちょ銀行(郵便局)の「定額小為替」をお願いします。
 《手数料について》
 住民票(除票)・・・1通200円

住民票(除票)が四日市市にある場合は、下記までお送りください。
 (市役所の個別郵便番号ですので、住所は記入不要です。)

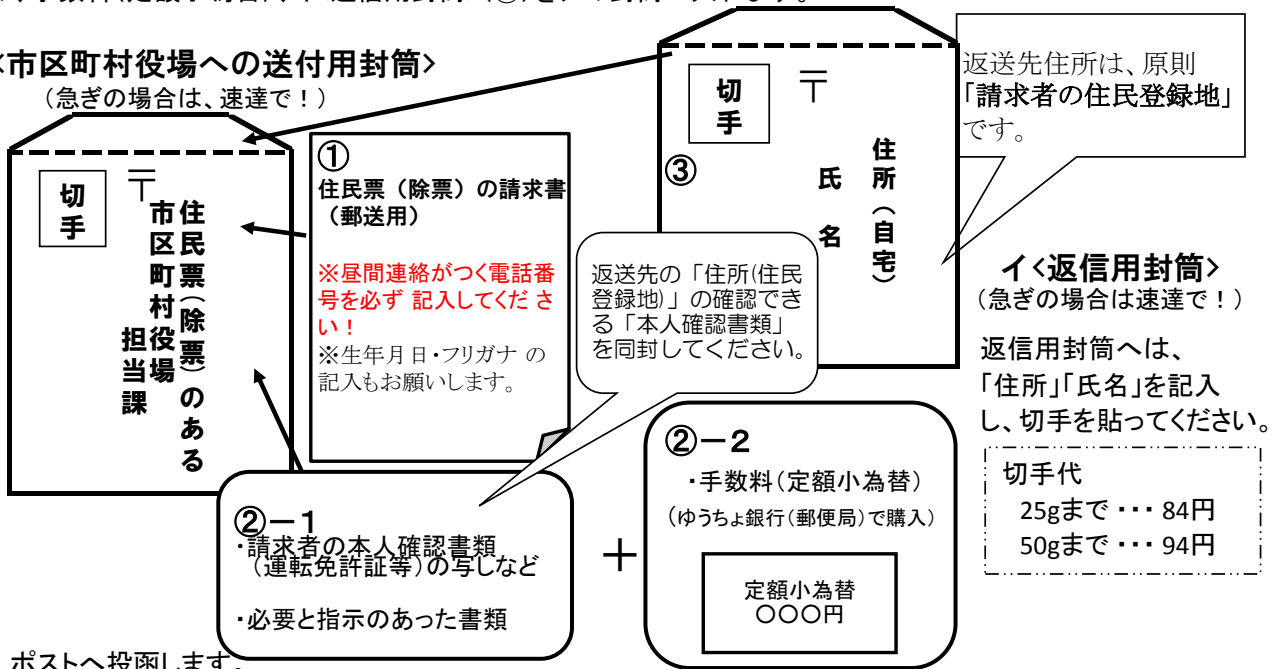
〒510-8601
 四日市市役所市民課郵送担当宛
 TEL(059)354-8553(郵送担当直通)
 FAX(059)359-0282

問い合わせ先 (住民登録あるの市役所の住所などのメモ欄として、ご利用ください。)

- 〔3〕封筒と切手を用意して、〔1〕で用意した①「住民票(除票)の請求書(郵送用)」、〔2〕で確認できた必要なもの、手数料(定額小為替)、イ<返信用封筒>(③)をアの封筒へ入れます。

ア<市区町村役場への送付用封筒>

(急ぎの場合は、速達で!)



- 〔4〕ポストへ投函します。

不備等がなければ、1週間ほどで返送されてきます。<お急ぎの場合は、速達扱い(+290円)で送ってください。>

虚偽の請求などの不正行為は、法により罰せられます。個人のプライバシーの侵害につながるおそれのある請求には応じられません。